

令和 7 年度第 1 回東大阪市自立支援協議会全体会

令和 7 年 7 月 1 1 日（金） 1 5 時～1 7 時
レピラ 5 階大会議室

次 第

- 1 会長等の選任について
- 2 運営規程の改定について
- 3 障害者支援室からの報告事項
 - ・第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画
 - ・委託相談支援センターの拡充
- 4 運営委員会からの報告
- 5 委託相談支援事業所連絡会・ケア連絡会・当事者中心の会からの報告
- 6 専門会議についての報告
- 7 地域生活支援会議についての報告
- 8 その他

資 料

委員名簿・配席表

令和 7 年度第 1 回東大阪市自立支援協議会全体会資料集

令和7年度 自立支援協議会委員

(敬称略)

	規約別表1に掲げる者	氏 名	所 属
1	相談支援事業者の代表	八尾 有里子	一般社団法人 えいとす
2	指定障害福祉サービス事業者の代表	坂本 諭司	特定非営利活動法人 びよびよ会
3	東大阪障害児者福祉施設連絡会の代表	和泉 直貴	社会福祉法人草の根共生会
4	東大阪市障害児支援ネットワーク連絡会の代表	中西 良介	株式会社ノーサイド
5	高齢介護等の関係機関の代表	由井 直子	社会福祉法人由寿会 介護老人保健施設アーバンケア
6	中河内地域若者サポートステーションの代表	木原 眞世	社会福祉法人つむぎ福祉会
7	公募委員	西川 香里	-
8	公募委員	妹尾 美紀	-
9	公募委員	瓜生 みのり	-
10	当事者中心の会代表	地村 貴士	-
11	地域ケアに関する学識経験者	小林 洋司	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授
12	地域ケアに関する学識経験者	潮谷 光人	東大阪大学こども学部こども学科 教授
13	地域ケアに関する学識経験者	高橋 昌子	春の森法律事務所
14	地域ケアに関する学識経験者	西村 雅一	西村クリニック
15	障害者を雇用している企業の代表	宮川 恭一	レッキス工業株式会社
16	布施公共職業安定所業務部長	名越 洋人	布施公共職業安定所
17	大阪府立東大阪支援学校長	藤野 洋子	大阪府立東大阪支援学校
18	大阪府立交野支援学校四條畷校准校長	篠川 一樹	大阪府立交野支援学校四條畷校
19	大阪府立たまがわ高等支援学校長	坂田 定之	大阪府立たまがわ高等支援学校
20	大阪府立生野支援学校長	国津 賢三	大阪府立生野支援学校
21	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団の代表	田村 敦司	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団
22	社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会事務局長	竹林 正年	社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
23	東大阪市副市長	山本 吉伸	東大阪市
24	東大阪市理事(健康部長事務取扱)	田中 健司	東大阪市
25	東大阪市都市魅力産業スポーツ部長	尾上 雄右	東大阪市
26	東大阪市福祉部長	宮野 英子	東大阪市
27	東大阪市子どもすこやか部長	岩本 秀彦	東大阪市
28	東大阪市教育委員会学校教育部長	太田 恭子	東大阪市
29	大阪府東大阪子ども家庭センターの代表	小川 衛子	大阪府東大阪子ども家庭センター

令和 7 年度 第 1 回
東大阪市自立支援協議会全体会
資料集

運営規約の改定について	P 1
計画策定スケジュール	P 1 1
委託相談拡充について	P 1 2
運営委員会	P 1 6
委託相談連絡会	P 1 7
ケア連絡会	P 1 8
当事者中心の会	P 1 9
専門会議⑥	P 2 0
地域生活支援会議	P 2 1

令和 7 年 7 月 1 1 日（金）

[illegible]

東大阪市自立支援協議会運営規約 新旧対照表

新	旧
(当事者中心の会) <u>第5条 障害者への理解を深め、当事者の声を集め、より良い共生社会の実現を目指し、当事者中心の会を設置することができる。</u>	
(地域生活支援会議) <u>第6条 重度障害者が施設から地域へ移行する際の情報共有及び理解啓発、その支援者の育成並びに地域定着への仕組みづくりや環境整備を目的に地域生活支援会議を設置することができる。</u>	
(地域別会議) <u>第7条</u> 個別の事例への対応のあり方に関する協議、調整を行うために、協議会に地域別会議を置くことができる。 2 地域別会議は、委託相談支援センターが召集し、地域の実情に応じて開催したうえで、取り上げられた課題等についてケア連絡会に提出する。	(地域別会議) <u>第5条</u> 個別の事例への対応のあり方に関する協議、調整を行うために、協議会に地域別会議を置くことができる。 2 地域別会議は、委託相談支援センターが召集し、地域の実情に応じて開催したうえで、取り上げられた課題等についてケア連絡会に提出する。
(運営委員会) <u>第8条</u> ケア連絡会に提出された地域別会議等の課題を協議するため、協議会に運営委員会を置くことができる。 2 運営委員会の委員は、別表2に掲げる機関等の実務担当者をもって組織する。	(運営委員会) <u>第6条</u> ケア連絡会に提出された地域別会議等の課題を協議するため、協議会に運営委員会を置くことができる。 2 運営委員会の委員は、別表2に掲げる機関等の実務担当者をもって組織する。
(専門会議) <u>第9条</u> 継続した協議、調整を必要とする課題については専門会議を置くことができる。 2 専門会議は、個別の課題について関わる関係機関の担当者をもって組織し、協議会の承認を得て設置し、協議会にその活動内容を報告し承認を得ることとする。	(専門会議) <u>第7条</u> 継続した協議、調整を必要とする課題については専門会議を置くことができる。 2 専門会議は、個別の課題について関わる関係機関の担当者をもって組織し、協議会の承認を得て設置し、協議会にその活動内容を報告し承認を得ることとする。

3 専門会議の長は、会議の内容を事務局に報告する。	3 専門会議の長は、会議の内容を事務局に報告する。
(関係者の出席) <u>第10条</u> 協議会、ケア連絡会、<u>当事者中心の会、地域生活支援会議、地域別会議、運営委員会及び専門会議</u>（以下「協議会等」という。）は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。	(関係者の出席) <u>第8条</u> 協議会、ケア連絡会、地域別会議、運営委員会及び専門会議（以下「協議会等」という。）は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
(障害福祉計画策定等会議への出席) <u>第11条</u> 協議会の会長は、その指名する委員に障害福祉計画策定等の会議への出席を求めることができる。	(障害福祉計画策定等会議への出席) <u>第9条</u> 協議会の会長は、その指名する委員に障害福祉計画策定等の会議への出席を求めることができる。
(事務局) <u>第12条</u> 協議会の事務局は、基幹相談支援センターにおいて処理する。なお、事務局長は基幹相談支援センターの代表を務める。	(事務局) <u>第10条</u> 協議会の事務局は、基幹相談支援センターにおいて処理する。なお、事務局長は基幹相談支援センターの代表を務める。
(守秘義務) <u>第13条</u> 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	(守秘義務) <u>第11条</u> 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(その他) <u>第14条</u> この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。	(その他) <u>第12条</u> この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
別表1（第3条関係） 相談支援事業者の代表 指定障害福祉サービス事業者の代表 東大阪障害児者福祉施設連絡会の代表 <u>東大阪障害児支援ネットワーク連絡会の代表</u> 高齢介護等の関係機関の代表	別表1（第3条関係） 相談支援事業者の代表 指定障害福祉サービス事業者の代表 東大阪障害児者福祉施設連絡会の代表 東大阪市障がい児通所支援施設事業所連絡会の代表 高齢介護等の関係機関の代表

中河内地域若者サポートステーションの代表 障害当事者又はその家族のうち市長が定める者 当事者中心の会代表 地域ケアに関する学識経験者 障害者を雇用している企業の代表 布施公共職業安定所業務部長 大阪府立東大阪支援学校長 大阪府立交野支援学校四條畷校准校長 大阪府立たまがわ高等支援学校長 大阪府立生野支援学校長 社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団の代表 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会事務局長 東大阪市副市長 東大阪市魅力産業スポーツ部長 東大阪市福祉部長 東大阪子どもすこやか部長 東大阪市健康部長 東大阪市教育委員会学校教育部長 オブザーバー 大阪府こころの健康総合センターの代表 大阪府東大阪子ども家庭センターの代表 別表 2（第 6 条第 2 項関係） 東大阪市立障害児者支援センター 相談支援事業者（委託事業を受けている者） 指定障害福祉サービス事業者 東大阪障害児者福祉施設連絡会 <u>児童相談支援事業所連絡会</u> <u>障害児通所支援施設事業所連絡会</u> 高齢介護等の関係機関 中河内地域若者サポートステーション 布施公共職業安定所(障害者雇用担当) 東大阪市障害者就業・生活支援センター 東大阪市障害者就労生活支援センター 東大阪市就労支援ネットワーク連絡会 大阪府障がい者自立相談支援センター	中河内地域若者サポートステーションの代表 障害当事者又はその家族のうち市長が定める者 当事者中心の会代表 地域ケアに関する学識経験者 障害者を雇用している企業の代表 布施公共職業安定所業務部長 大阪府立東大阪支援学校長 大阪府立交野支援学校四條畷校准校長 大阪府立たまがわ高等支援学校長 大阪府立生野支援学校長 社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団の代表 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会事務局長 東大阪市副市長 東大阪市魅力産業スポーツ部長 東大阪市福祉部長 東大阪子どもすこやか部長 東大阪市健康部長 東大阪市教育委員会学校教育部長 オブザーバー 大阪府こころの健康総合センターの代表 大阪府東大阪子ども家庭センターの代表 別表 2（第 6 条第 2 項関係） 東大阪市立障害児者支援センター 相談支援事業者（委託事業を受けている者） 指定障害福祉サービス事業者 東大阪障害児者福祉施設連絡会 <u>児童相談支援事業所連絡会</u> <u>障害児通所支援施設事業所連絡会</u> 高齢介護等の関係機関 中河内地域若者サポートステーション 布施公共職業安定所(障害者雇用担当) 東大阪市障害者就業・生活支援センター 東大阪市障害者就労生活支援センター 東大阪市就労支援ネットワーク連絡会 大阪府障がい者自立相談支援センター
--	--

大阪府東大阪子ども家庭センター 大阪府こころの健康総合センター 大阪府立東大阪支援学校(進路担当) 大阪府立たまがわ高等支援学校(進路担当) 大阪府立交野支援学校四條畷校（進路担当） 大阪府立生野支援学校（進路担当） 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会 東大阪市都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室 東大阪市福祉部障害者支援室障害施策推進課 東大阪市福祉部障害者支援室福祉認定給付課 東大阪市福祉部障害者支援室障害児サービス課 東大阪市生活支援部東福祉事務所 東大阪市生活支援部中福祉事務所 東大阪市生活支援部西福祉事務所 東大阪子どもすこやか部子ども見守り相談センター地域支援課 東大阪市健康部保健所健康づくり課 東大阪市健康部保健所東保健センター 東大阪市健康部保健所中保健センター 東大阪市健康部保健所西保健センター 東大阪市教育委員会学校教育部教育推進室 東大阪市教育委員会学校教育部教育センター	大阪府東大阪子ども家庭センター 大阪府こころの健康総合センター 大阪府立東大阪支援学校(進路担当) 大阪府立たまがわ高等支援学校(進路担当) 大阪府立交野支援学校四條畷校（進路担当） 大阪府立生野支援学校（進路担当） 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会 東大阪市都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室 東大阪市福祉部障害者支援室障害施策推進課 東大阪市福祉部障害者支援室福祉認定給付課 東大阪市福祉部障害者支援室障害児サービス課 東大阪市生活支援部東福祉事務所 東大阪市生活支援部中福祉事務所 東大阪市生活支援部西福祉事務所 東大阪子どもすこやか部子ども見守り相談センター地域支援課 東大阪市健康部保健所健康づくり課 東大阪市健康部保健所東保健センター 東大阪市健康部保健所中保健センター 東大阪市健康部保健所西保健センター 東大阪市教育委員会学校教育部教育推進室 東大阪市教育委員会学校教育部教育センター
附 則 この規約は、令和7年4月1日から施行する。	

東大阪市自立支援協議会運営規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年東大阪市条例第2号）、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東大阪市規則第46号）その他別に定めがあるもののほか、東大阪市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- （2）困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- （3）地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- （4）障害福祉計画の推進状況の点検及び進行管理
- （5）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 本協議会に助言をする者としてオブザーバーを置くことができる。

（ケア連絡会）

第4条 必要に応じて広域的な連絡調整を必要とする事例について、新たな資源の検討・開発を目的としたケア連絡会を設置することができる。

- 2 ケア連絡会は、基幹相談支援センター、委託相談支援センター、福祉部障害者支援室、健康部保健所健康づくり課の担当者をもって組織する。

（当事者中心の会）

第5条 障害者への理解を深め、当事者の声を集め、より良い共生社会の実現を目指し、当事者中心の会を設置することができる。

（地域生活支援会議）

第6条 重度障害者が施設から地域へ移行する際の情報共有及び理解啓発、その支援者の育成並びに地域定着への仕組みづくりや環境整備を目的に地域生活支援会議を設置することができる。

（地域別会議）

第7条 個別の事例への対応のあり方に関する協議、調整を行うために、協議会に地域別会議を置くことができる。

- 2 地域別会議は、委託相談支援センターが召集し、地域の実情に応じて開催したうえで、取り上げられた課題等についてケア連絡会に提出する。

（運営委員会）

第8条 ケア連絡会に提出された地域別会議等の課題を協議するため、協議会に運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会の委員は、別表2に掲げる機関等の実務担当者をもって組織する。

(専門会議)

第9条 継続した協議、調整を必要とする課題については専門会議を置くことができる。

2 専門会議は、個別の課題について関わる関係機関の担当者をもって組織し、協議会の承認を得て設置し、協議会にその活動内容を報告し承認を得ることとする。

3 専門会議の長は、会議の内容を事務局に報告する。

(関係者の出席)

第10条 協議会、ケア連絡会、当事者中心の会、地域生活支援会議、地域別会議、運営委員会及び専門会議（以下「協議会等」という。）は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(障害福祉計画策定等会議への出席)

第11条 協議会の会長は、その指名する委員に障害福祉計画策定等の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、基幹相談支援センターにおいて処理する。

なお、事務局長は基幹相談支援センターの代表が務める。

(守秘義務)

第13条 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この規約は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

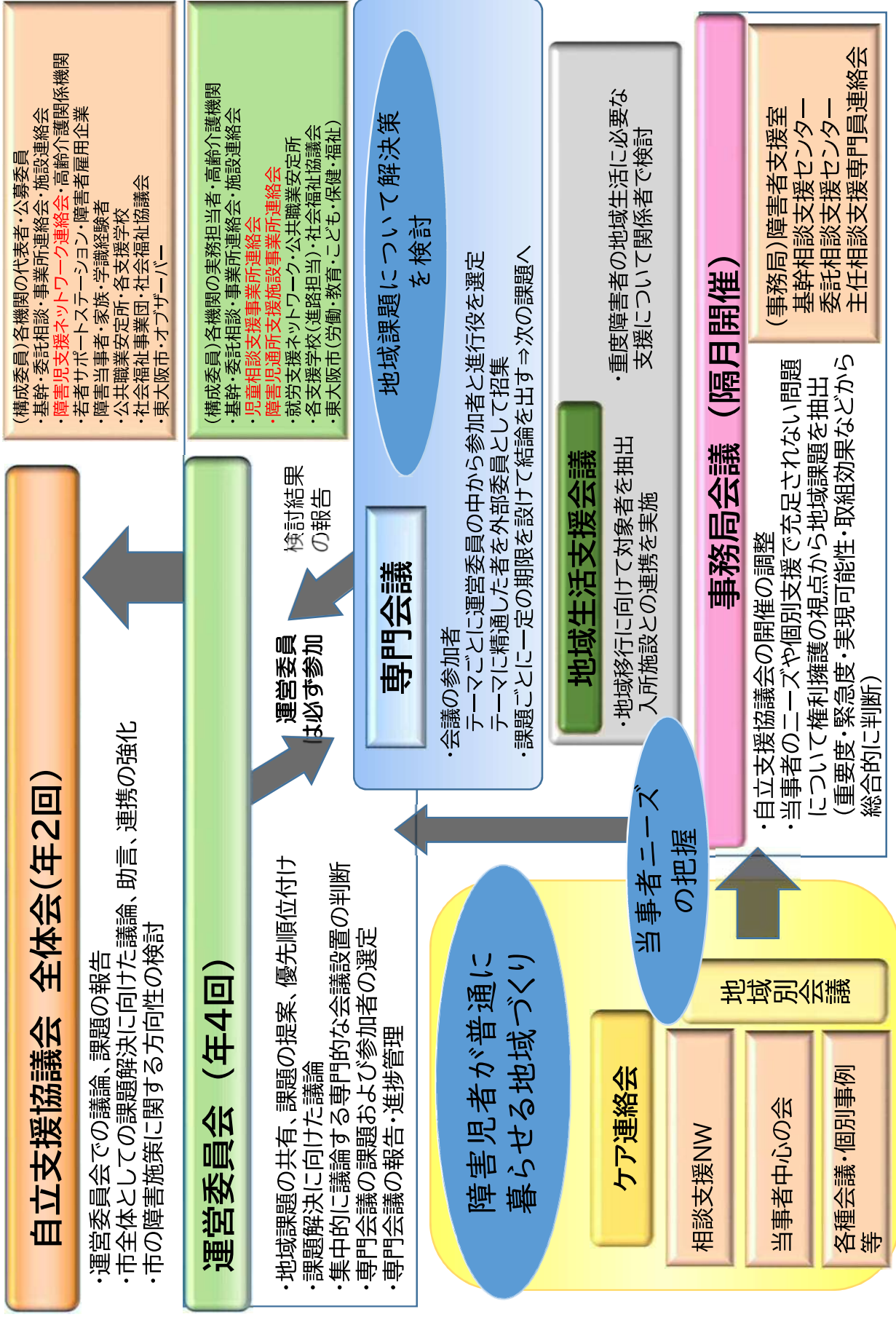
相談支援事業者の代表
指定障害福祉サービス事業者の代表
東大阪障害児者福祉施設連絡会の代表
東大阪市障害児支援ネットワーク連絡会の代表
高齢介護等の関係機関の代表
中河内地域若者サポートステーションの代表
障害当事者又はその家族のうち市長が定める者
当事者中心の会代表
地域ケアに関する学識経験者
障害者を雇用している企業の代表
布施公共職業安定所業務部長
大阪府立東大阪支援学校長
大阪府立交野支援学校四條畷校准校長
大阪府立たまがわ高等支援学校長
大阪府立生野支援学校長
社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団の代表
社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会事務局長
東大阪市副市長
東大阪市都市魅力産業スポーツ部長
東大阪市福祉部長
東大阪市子どもすこやか部長
東大阪市健康部長
東大阪市教育委員会学校教育部長

オブザーバー
大阪府こころの健康総合センターの代表
大阪府東大阪子ども家庭センターの代表

別表 2（第 6 条第 2 項関係）

東大阪市立障害児者支援センター
相談支援事業者（委託事業を受けている者）
指定障害福祉サービス事業者
東大阪障害児者福祉施設連絡会
児童相談支援事業所連絡会
障害児通所支援施設事業所連絡会
高齢介護等の関係機関
中河内地域若者サポートステーション
布施公共職業安定所(障害者雇用担当)
東大阪市障害者就業・生活支援センター
東大阪市障害者就労生活支援センター
東大阪市就労支援ネットワーク連絡会
大阪府障がい者自立相談支援センター
大阪府東大阪子ども家庭センター
大阪府こころの健康総合センター
大阪府立東大阪支援学校(進路担当)
大阪府立たまたがわ高等支援学校(進路担当)
大阪府立交野支援学校四條畷校(進路担当)
大阪府立生野支援学校(進路担当)
社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
東大阪市都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室
東大阪市福祉部障害者支援室障害施策推進課
東大阪市福祉部障害者支援室障害福祉認定給付課
東大阪市福祉部障害者支援室障害児サービス課
東大阪市生活支援部東福祉事務所
東大阪市生活支援部中福祉事務所
東大阪市生活支援部西福祉事務所
東大阪市子どもすこやか部子ども見守り相談センター地域支援課
東大阪市健康部保健所健康づくり課
東大阪市健康部保健所東保健センター
東大阪市健康部保健所中保健センター
東大阪市健康部保健所西保健センター
東大阪市教育委員会学校教育部学校教育推進室
東大阪市教育委員会学校教育部教育センター

東大阪市自立支援協議会について(令和7年度)



【計画策定】 「第8期東大阪市障害福祉計画・第4期東大阪市障害児福祉計画」

＜スケジュール案＞

令和7年

- 10月 **プロポーザル実施説明会**
提案書の提出締切
- 11月 選考結果の通知
- 12月 **委託契約**

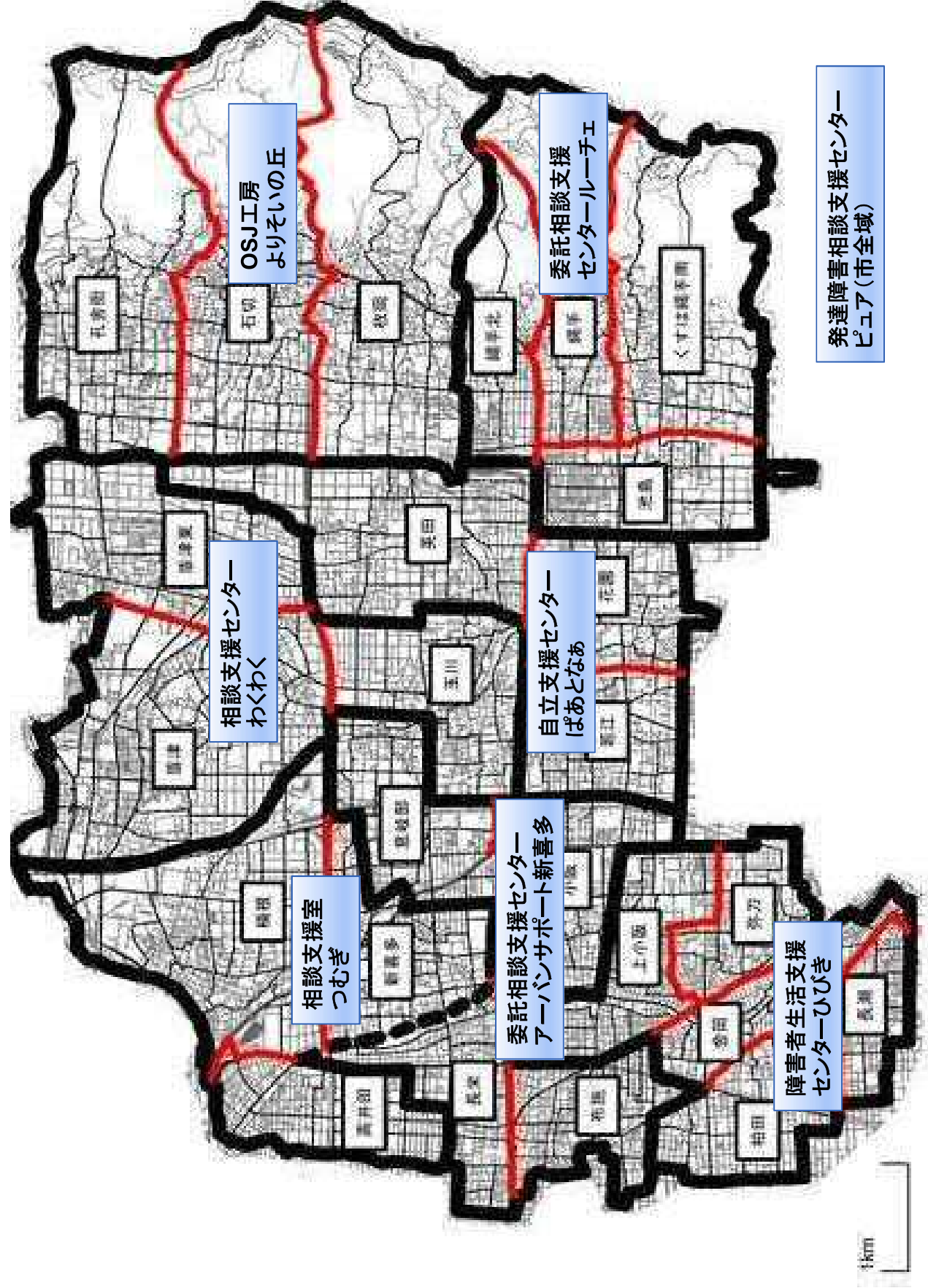
令和8年

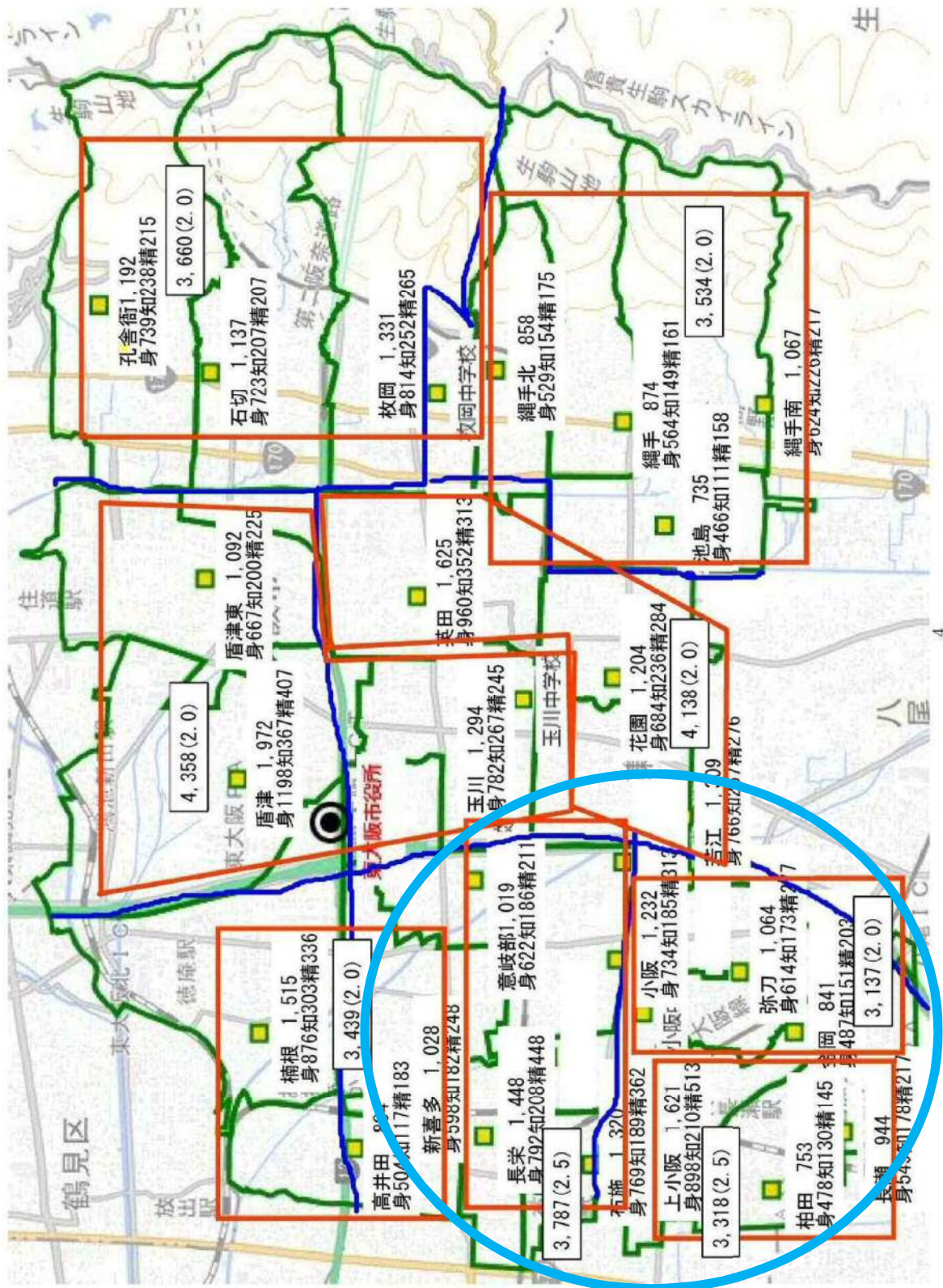
- 1月 **第1回東大阪市障害者計画等策定合同会議**
(顔合わせ、スケジュール確認、アンケート項目の検討)
- 4月 **第2回東大阪市障害者計画等策定合同会議**
(アンケート項目の決定)
- 5月 第1回東大阪市社会福祉審議会
(プラン進捗状況の報告、計画策定について)
アンケートの実施
- 6月 大阪府市町村説明会の開催
(国の基本方針の説明、府の考え方)
- 7月 **アンケート集計等**
第3回東大阪市障害者計画等策定合同会議(児福祉計画中心)
- 8月 **実績値の確定**
大阪府市町村個別ヒアリング
- 9月 **第4回東大阪市障害者計画等策定合同会議**
(見込量の検討)
- 10月 **パブリックコメントの実施**
- 11月 **第5回東大阪市障害者計画等策定合同会議**
(素案の決定)

R9年

- 1月 **第6回東大阪市障害者計画等策定合同会議**
(骨子確定)
- 2月 第2回東大阪市社会福祉審議会
障害者計画等 案の報告・承認
- 3月 大阪府法定協議

委託相談支援センター担当区域 (R5.4～)





【スケジュール（予定）】

日 程	事 項
令和7年5月21日以降	説明会案内送付
令和7年5月31日	募集要項配布開始
令和7年6月11日	説明会
令和7年6月11日～6月25日	募集要項に関する質問受付期間 (回答日6月30日)
令和7年7月1日～7月14日	設置申出受付期間
令和7年7月24日（木）	プロポーザル実施
	選考委員会にて設置法人承認・選考結果通知
令和7年8月中旬	設置法人説明会
令和7年8月中旬～9月末	業務引継など開設準備
令和7年10月～	市との委託契約、委託相談支援事業所設置、 事業開始

○各地域別人員配置基準（現7か所＋1）

資格要件	相談支援専門員	社会福祉士・精神保健福祉士・保健師 ・ピアカウンセラー・ その他市長が認めた者	計
勤務体系	常勤専従	常勤換算	
孔舎衙・石切・枚岡	1.0名	1.0名	2.0名
縄手北・縄手・縄手南・池島	1.0名	1.0名	2.0名
盾津・盾津東・玉川	1.0名	1.0名	2.0名
英田・花園・若江	1.0名	1.0名	2.0名
楠根・高井田・新喜多	1.0名	1.0名	2.0名
意岐部・ 中阪 ・長栄・布施	1.0名	1.5名	2.5名
上小阪・ 弥刀 ・ 金岡 ・柏田・長瀬	1.0名	1.5名	2.5名
<u>(今回募集)小阪・弥刀・金岡</u>	<u>1.0名</u>	<u>1.0名</u>	<u>2.0名</u>
【実施相当委託料単価】（上限2,000,000円） 相談支援業務 2,700円／人（1月毎） 個別支援会議・相談支援事業者への助言・指導 2,000円／回 地区別会議・地域づくりのための連携取組 25,000円／回			

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 運営委員会 】

報告者（ 高島 世梨子 ）

参画機関・開催予定等

参画機関：東大阪市自立支援協議会運営規約別表2（第6条第2項関係）に掲げる機関等。

運営委員会：第1回 5月23日開催 年間4回開催予定。

事務局会議：4月24日、7月3日開催 年間8回開催予定。

今年度の取組計画・目標等

- ・ケア連絡会をはじめ、各地域の連絡会等と連携し地域課題の抽出に努める。
- ・障害児通所支援施設事業所連絡会が東大阪市障害児支援ネットワークとして再編されたため運営委員会の委員に追加。
- ・地域課題の解決に適切な専門会議参加者を運営委員から選出し、議論をすすめ地域課題の解決に取り組む。
- ・専門会議⑥「障害児にかかる相談支援の在り方について」 準備会4月9日、第1回5月12日開催。
- ・専門会議⑦「65歳以上の障害福祉サービスについて（仮）」立ち上げに向けて調整中。
- ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを検討中の東大阪市こころの健康推進連絡協議会実務担当者会議との連動を意識し、お互いの会議体でそれぞれの取り組みを共有する。
- ・R6年度より地域生活支援会議が始動。運営委員会で取り組み内容を共有・意見交換を行う。
- ・R7年10月から開始予定の就労選択支援事業について、適宜関係機関と情報共有する。

課題について

- ・必要と考えられる関係機関に運営委員会に参画していただいている。
- ・参加人数が多いため議論する場になりにくい現状だが、協議会の本来の目的である「東大阪市に住む障害のある方も住みやすい街づくりのため関係機関が知恵を出し合う場」として必要な情報を発信し関係機関で共有し地域課題の解決に取り組む。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 委託相談支援センター連絡会】

報告者 (小阿弥 学)

参画機関・開催日等

参画機関：各委託相談支援センター（よりそいの丘、ルーチェ、わくわく、ぱあとなあ、つむぎ、アーバンサポート新喜多、ひびき）、基幹相談

開催日：4/15、6/17、8/19、10/21、12/16、2/17 年間6回開催

今年度の取組計画・目標等

- ・主任相談支援専門員連絡会で委託相談支援センター連絡会の運営について検討した。
- ・グーグルドライブを活用して資料を共有し、それぞれの出席者が議題として取り上げたい項目を次第に書き込めるようにする等して、会議の活性化を図った。
- ・昨年度までは各委託相談から代表者のみ出席していたが、各事業所のできるだけ多くの相談員が出席できるようにし、意見交換、助言等をできるようにした。
- ・東大阪支援学校、交野支援学校、生野支援学校の福祉懇談会に役割分担を行って出席した。
- ・月1回委託で関わっている2事例を取り上げ、GSVを行うと共に、委託相談支援センター連絡会にて振り返りを行った。
- ・東・中・西の各地域別会議の状況について共有を行い、来年度から東地域の会議運営の仕方を他地域でも取り入れることになった。
- ・各事業所の相談対応について、アセスメント、インテークの仕方、精神障害のある方への支援、障害のある方への子育て支援、計画相談との関わりについて、介護保険への移行について等、各事業所の状況を共有し、意見交換を行った。

課題について

- ・今年度から会議の出席者を特定の人で固定せず、各事業所の相談員全員を対象として出席を促がしたことにより、各事業所や各相談員の状況が見えやすくなったが、事業所としての年数、各相談員の経験年数にはばらつきがあり、今後も継続して相談対応の共有、意見交換の場、相談員のスーパーバイズの間を作り、委託相談のスキルアップ、平準化を目指していく必要がある。
- ・計画相談の事業所があまり増えていかない中で、委託相談に毎月多くの新規相談が入ってきており、対応に追われている。また、相談内容も多岐に渡っているため、各相談員のスキルアップと共に地域の各支援機関との連携を強化していく必要がある。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

- ・委託相談が関わって、上手く行った事例、もしくは上手く行かなかった事例等。

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 ケア連絡会 】
報告者（ 八尾 有里子 ）

参画機関・開催予定等

• ケア連絡会

基幹相談支援 C、委託相談支援 C（7 委託）、委託発達障害相談支援 Cーピュア、児童相談支援部会、施策推進課、障害児サービス課、健康づくり課（合計 13～15 名）等、年 6 回開催

• ケア連絡会 西、中、東地域別会議

地域担当の委託相談（西 3 委託，中 2 委託，東 2 委託）が企画・運営。基幹相談のバックアップあり。各地域の状況に合わせて開催。

• ケア連絡会 相談支援 NW

ケア連絡会メンバー（行政除く）、東大阪市指定特定相談支援事業所（対象 70～73 か所）＋他市指定特定相談支援事業所（東大阪市内のサ計作成事業所）、就業・生活支援センターJ-WAT 等を対象とし、年 3 回開

。

第 1 回 6/12 開催：テーマ「就労」（43 事業所 57 名）、第 2 回 10/9 開催：テーマ「強度行動障害」（22 事業所 31 名）、第 3 回 2/9 開催：テーマ「当事者中心の会」（29 事業所 43 名）

※スピンオフ開催 就労支援 NW コラボ企画 8/28 開催：テーマ「就労支援を学ぶ」（21 事業所 27 名）

今年度の取組計画・目標等

【ケア連絡会】

- ・障害児者の計画相談作成の進捗の確認、こころの協議会の情報共有、各地域で開催されている地域別会議の開催状況報告、児童相談支援部会、発達障害相談 C の状況等の周知及び地域で上がっている課題の整理。
- ・相談支援ネットワークの企画・運営及び地域課題の抽出

【相談支援ネットワーク】

- ・行政各課より障害児者支援にかかわる制度等の周知
- ・相談支援専門員同士のつながり、支援に関する悩み等の共有及び情報の収集
- ・相談支援専門員共通の地域での課題の集約

【ケア連絡会地域別会議】

- ・地域のネットワークづくり、社会資源に関する情報共有、計画相談に関する情報共有や課題抽出

課題について

相談支援事業の課題（ケア連絡会、相談支援 NW で挙げた課題）

- ・児童－計画相談 100%確保、教育との連携、家族支援等
- ・者－サービス調整だけでは済まない複合的な課題への支援（世帯間問題、生活困窮、債務、トラブル等）
- ・精神障害がある方への支援（特に子育て世帯への家族支援）

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 当事者中心の会 】
報告者（ 地村 貴士 ）

参画機関・開催予定等

参加機関 当事者メンバー（つむぎ、ルーチェ、ぱあとなあ）、基幹相談、障害施策推進課

開催状況 毎月第3月曜日 レピラ会議室とZOOMのハイブリッド開催

【2024年度】通常会議：4/22、5/13、6/17、7/29、8/19、10/21、11/18、12/16、2/17、3/17

車座ワークショップ：9/30、1/23 施設見学：12/3（東大阪市野外活動センター）

【2025年度】通常会議：4/14、5/19、6/16、（以後予定）7/22、8/18、9/16、10/20、11/17、12/22・・・

車座ワークショップ：12/8（予定） 連続研修会：7/29、10/28、2/24 鴻池新田会所見学：5/12

今年度の取組計画・目標等

○通常会議は引き続きオンラインと併用開催で、計12回を予定しています。

- ①「車座ワークショップ」と「連続研修会」の開催 ②「当事者目線でバリアフリーをすすめる取り組み」
③「障害者が働くこと」に向けて ④「防災の取組み」の4本柱で話を進めていきます。

○昨年度は車座ワークショップを2回企画し大好評に終わりました。今年度は初の試みとして、車座ワークショップ1回と、誰でも気楽に参加できる「連続研修会」を3回企画しています。「バリアフリー」「学校・教育」「恋愛・結婚」のテーマごとに講師を招き、会場の参加者と意見交換などを行う予定です。

○「バリアフリー」の取組みに関しては、東大阪市の文化財課から「鴻池新田会所の改修工事に向けて」バリアフリーの調査依頼を頂き、みんなで見学し意見を出し合いました。その他にも、近鉄電車の一部無人化や、地域の防災訓練の在り方、選挙の合理的配慮など、出席者が気になるテーマを見つけ話し合っていきます。

課題について

○昨年は、7か所の地域の防災訓練に参加してきましたが、どの地域においても障害者の姿はほとんどありませんでした。避難やその後の避難生活を安心安全に送るためには地域の協力が不可欠であることから、当事者中心の会の参加をきっかけに、障害者の防災についても地域で議論が進めばと考えています。

○昨年度の車座ワークショップでは、直前に「手話通訳」「文字通訳」での情報保障が必要となり、施策推進課に急遽段取りしていただくことになりました。今年度も研修の機会が増えるので、視覚・聴覚障害の方への情報保障、知的障害の方へのわかりやすい資料作りなどの、合理的配慮にも取り組みたいと思います。

○鉄道駅舎の無人化に関して、鉄道会社、行政と2度の話し合いを行っています。11月10日に試験運用開始、1年後には本格運用となります。中心の会としても無人化になり困った事例を引き続き集めていきます。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

○鉄道駅舎の駅員の無人化や、バスの路線の廃線などが問題視されていますが、今後の市内の交通インフラ整備についてどう考えるか

○災害時個別避難計画作成の進捗状況について

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【障害児の相談支援の在り方について】

報告者（株式会社ノーサイド 中西）

参画機関・開催予定等

参画機関）行政では、障害者支援室のほか、教育推進室、地域支援課。

ほか 計画相談事業所、委託相談支援センター代表 期間相談支援センター、はばたき園、児サービス事業所など

開催予定）令和7年5月より開始

今年度の取組計画・目標等

児の相談支援については、H27年度の取り決めより10年が経過。この間、児の福祉サービス利用者数は増加の一途を辿っているが、計画相談の事業所の増加率は近年横ばい状態にある。計画相談の事業所の業務量の負担が増大する中、今ここで改めて相談支援に求められているもの、利用のメリットなどを整理し、相談支援の在り方を考えていくこととなった。

目標：「利用者のニーズを把握し、ステージごとに分け必要性を整理し、真に困っている人に事業所等が併走できるような仕組みづくり」

計画：第1回目に課題等の把握、2回目に市の相談支援体制のデザイン（たたき台案）につき、検討した。第3回目は児童支援につき、セーフティーネットとして併走できる仕組みについて検討予定。

課題について

- ・者の相談支援の三層構造と違い、児は役割分担が明確になっておらず、構造が確立できていない。
- ・福祉サービスまでは必要とはならないが悩み相談が要る、そのような狭間の方の支援も必要。
- ・障害児においては、サービス提供先ありきの計画相談探しの現状がある。
- ・児から者へ移行する際、本市は計画相談が不在となりがち。加えて福祉サービスの変更が生じるにあたり、適切な支援が必要。
- ・計画相談への支援、またもしセルフプランを認めた場合のフォロー体制等、児童支援のセーフティーネットとして、利用者に併走できるような装置がいるのではないかな。

協議会（全体会）の場で委員に聞きたい内容

東大阪市自立支援協議会 活動報告書

部会等名称【 地域生活支援会議 】

報告者（ 安淵 生恵 ）

参画機関・開催予定等

参画機関)

市内入所施設事業所、施設連絡会、事業所連絡会、主任相談支援専門員連絡会の代表、
障害者支援室、福祉事務所（東・中・西）、基幹相談支援センター

※内容に応じ、呼びかけを行い、市内の各事業所に参加いただく。

開催) 年 4 回 (5 月 28 日、8 月 26 日、11 月：研修開催予定、2 月：総括) のペースで実施予定

今年度の取組計画・目標等

次の 3 点を主軸に、年度ごとに優先順位をつけながら取り組む目標を決めている。

- 1 入所待機者リスト・施設入所者リストを活用した分析とアプローチ
- 2 地域生活実現に向けての環境整備
- 3 地域移行の理解啓発

年間目標：①全体研修会、②個別の研修の企画・実施、③地域生活促進アセスメント事業の取り組み

① ➡11 月に実施予定。(詳細については検討中)

② ➡支援スキルを学ぶために、他事業所に支援の様子を見学に行くなど。(受け入れ事業所等調整中)

③ ➡大阪府自立支援協議会 ケアマネジメント推進部会に紐づいたワーキンググループで作成された地域移行を促進するためのアセスメントシートについて、R7 年 7 月～R8 年度にかけて作成を進める。

課題について

1 ➡施設入所支援の支給決定を受けている方(約 220 名)へのアセスメントを、計画的に実行できるか

また、入所施設、関係諸機関と協同し、地域移行の実現に繋げることができるか
・地域生活の意向確認時に適切な意思決定支援がなされるか

2 ➡受講対象者に合わせた人材育成(地域での生活状況や支援状況を知ってもらう～事業所見学、具体的な支援方法についての研修等)の取り組みが円滑に機能するものになるか

協議会(全体会)の場で委員に聞きたい内容

東大阪市障害福祉サービス等事業者におけるサービスの適正化に向けた庁内推進会議の設置について

●設置の背景及び目的

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の事業所数、給付費については、全国的に直近10年間で倍増しており、本市においても同様の傾向にある。特に営利法人による新規参入が急増している中、不正行為による事業者の処分事例や返還請求額が増加している。

これらの状況を鑑み、本市における障害福祉サービス等事業者の指定・指導監査及び給付費の状況等を庁内で共有し、利用者が安心して質の確保されたサービスを利用することができるよう、事業者におけるサービスの適正化等に取り組むため、庁内推進会議を設置するもの。

●構成

推進会議

委員長 副市長
副委員長 福祉部長
企画財政部長
行政管理部長
生活支援部長
子どもすこやか部長

幹事会

幹事長 指導監査室長
行財政改革課長
財政課長
人事課長
地域福祉課長
障害福祉事業者課長
障害福祉認定給付課長
障害児サービス課長
生活支援室長
生活福祉課長
子ども家庭課長

※推進会議及び幹事会の庶務は、福祉部
第1回の会議は、令和7年8月頃を予定

●所掌事務

- (1)障害福祉サービス等事業者におけるサービスの質の確保及び適正化に関すること
- (2)不適切な運営や報酬請求が疑われる事案に対する対応に関すること
- (3)業務執行体制に関すること
- (4)障害福祉サービス等の給付費分析に関すること
- (5)その他、上記に関連し、推進会議において検討を要すること